4　この政令の施行の際現に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

5　この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

6　この政令の施行前に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

（労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　この政令の施行の際現に第四条の規定による改正前の労働金庫法施行令（次項から第四項までにおいて「旧労働金庫法施行令」という。）第六条第二項第二号に規定する事務所（次項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2　この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあっては新労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

3　この政令の施行の際現に旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号イに規定する営業所等（次項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

4　この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

# 府令

**○内閣府令第十号**

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百二十一条第二項、第百二十五条第一項、第三項及び第五項、第百二十八条第三号並びに第百二十九条の規定に基づき、並びに同法第四章第二節の規定を実施するため、金融経済教育推進機構に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融経済教育推進機構に関する内閣府令

（定義）

**第一条**　この府令において使用する用語は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（委員の任命の認可の申請）

**第二条**　機構の理事長は、法第百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　任命しようとする理事

（委員の解任の認可の申請）

**第三条**　機構の理事長は、法第百三条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　解任しようとする委員の氏名

二　解任しようとする理由

（役員の任命の認可の申請）

**第四条**　機構の理事長は、法第百九条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　任命しようとする理事の氏名及び履歴

二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ　法第百十一条の規定に該当し、又は法第百十三条本文の規定に違反する者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三　任命しようとする理由

（役員の解任の認可の申請）

**第五条**　機構の理事長は、法第百十二条第二項の規定による解任の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　解任しようとする理事の氏名

二　解任しようとする理由

（役員の兼職の承認の申請）

**第六条**　機構の役員は、法第百十三条ただし書の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　その役員となろうとする営利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする営利事業の名称及び内容

二　兼職の期間並びに執務の場所及び方法

三　兼職を必要とする理由

（業務の委託の認可の申請）

**第七条**　機構は、法第百二十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　委託しようとする業務の内容

三　委託することを必要とする理由

四　委託の条件